

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

第12回会合 議事要旨

1 日時

平成20年4月25日（金） 13:30～15:30

2 場所

総務省第4特別会議室（中央合同庁舎2号館5階）

3 出席者

（1）研究会構成員

舟田座長、中村座長代理、菅谷構成員、鳥居構成員、新美構成員、飛田構成員、山内構成員、山下構成員（8名）

（2）オブザーバー

石岡構成員、伊東構成員、音構成員、高橋構成員、田中構成員（5名）

（3）NHK

塚田総合企画室〔経営計画〕局長、今井総合企画室〔経営計画〕担当局長、渡辺営業局担当部長

（4）総務省側

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

①最終報告書骨子（案）について

②その他

（3）閉会

5 議事の概要

（本文中の記号の意味は、次のとおり。○…構成員・オブザーバーの発言
△…NHKの発言 ●…総務省の発言）

- (1) 菅谷構成員から資料1「『NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会』最終報告書(案)』の概要」に沿って説明。
- (2) 事務局から資料2「最終報告書骨子(案)」に沿って説明。
- (3) NHKから資料3「各考え方に関する井向上の運用・手続きの懸念事項・検討課題」に沿って説明。
- (4) (1)～(3)に関する質疑、意見交換における構成員等からの主な発言は以下のとおり。

- 資料2の課題①「外部環境の変化」と3の(2)「受信環境の変化」は、区別して使っているのか。外部環境の変化というと、いわゆる受信環境以外に新しいメディアが出てきて、NHKの置かれている経営環境が変化しているような印象を与えるのではないか。
- 2チャンネルのうち、1チャンネルを地上放送と一本化し、もう1チャンネルをスクランブル化するという新たな見直しの考え方について検討する意義があるのではないか。
- 利潤が出るかどうかについては、内部の裁量次第であるため、受信料について利潤を上乗せするか否かについて検討する必要はないのではないか。むしろ、効果・影響で考えるとき、契約率、支払い率が問題であり、そういうことから、検討の視点に、例えば受信料収入に及ぼす影響、あるいは契約率、支払い率に及ぼす影響という視点を新たに加えてはどうか。
- 1チャンネルを地上契約と一本化し、もう1チャンネルをスクランブル化して対価契約とした場合、NHKはコスト面で非常につらくなるのではないか。また、視聴者にとっても、受信料を払って1チャンネル視聴するということでは、非常に魅力が薄くなるのではないか。
- 2チャンネルのうち、1チャンネルを地上放送と一本化し、もう1チャンネルをスクランブル化した場合、相当な費用がかかるのではないか。加えて、実務面からも負担が大きいのではないか。

- △ 対価契約の部分と、いわゆる特殊な負担金として受信料の部分の管理の方法等、さまざまな課題が生じる可能性があるのではないか。
- 衛星放送の一部を地上放送と一本化した場合、地上契約の方々にとっては、衛星放送1チャンネル分が地上放送の水準で視聴できることになり、視聴者にとってメリットになると思う。
- 契約率との関係で、受信料を上げたからといって受信料収入が増えるわけではない。そのため、契約率と収入というものを切り離して、それぞれ検討する必要があるのではないか。
- スクランブルを解除して、料金を支払わないという選択肢があり得ることから、スクランブル化というのは、契約率を上げるための手段であり、徴収率を上げることとはつながらないのではないか。
- スクランブル化で契約率を上げるのみなら、初めから契約を強制的に締結させておいて、徴収率を上げるだけというシステムもあり得るのではないか。つまり、受信機を設置した時点で、契約を締結したものとみなすという形で制度改正を行えば、あとは直ちに強制執行をかけ、徴収率を上げられるのではないか。
- スクランブル化を導入した場合、視聴者側からするとCSデジタル放送の有料放送と同じ仕組みになり、あえて公共放送でなくてもいいのではないか。
- 受信確認メッセージ機能の強化について、表示内容に受信料を支払うべきという視聴者の役割を想起させるような内容があってもいいのではないか。
- 「利潤を上乗せした受信料水準」の利潤とは、何を意味しているのか。
- 参考資料1の(1)～(8)までの評価基準は、スクランブル化のB「利潤を上乗せした受信料水準を想定」を内包できていないのではないか。つまり、スクランブル化のBにより、何らかの形で企業活動を惹起させることを想定するのであれば、(1)～(8)とは異なった評価基準に頼らざるを得ないか。

- 資料2のP.5に「CAS機能を利用したスクランブル化」とあるが、ここでいうCAS機能とは、B-CASを指すのか。
- 現時点で、仮にスクランブルを導入する場合は、B-CAS方式になる。ただ、一種のCASというものが利用可能であればという前提でご議論いただきたい。
- 本研究会で議論した内容について評価を行う際、契約率がどうなるかということについても評価の基準にしていると考えられる。そういう点からも、議論の基礎をもう少し明確にするため、契約率に与える影響について、項立てしておいた方がいいのではないか。
- スクランブルを導入するということは、受信料を支払わないときにどのようなサンクションをとれるのかということと絡む。法的な裏付けなしにスクランブルを導入するとは言えないのではないか。

(5) その他

- 次回会合（第13回会合）は、平成20年5月20日（水）10時から開催することとなった。